

令和 年 月 日

東松山市上下水道事業  
東松山市長 あて

住宅用スプリンクラー設置者

住所

氏名

(※)

(※)署名又は記名押印 (氏名が自署の場合は押印不要)

電話

### 住宅用スプリンクラー設置条件承諾書

住宅用スプリンクラー設置(設置場所: )  
について、下記の条件を承諾し適正に管理します。

#### 記

- 1 水道の給水管に直結する住宅用スプリンクラー設備(以下「住宅用スプリンクラー」という。)は水道法第3条第9項の給水装置であり、その構造、材質については水道法施行令第5条の基準に適合していること。
- 2 住宅用スプリンクラーの配管については、水及び空気が停滞しない構造であること。
- 3 日本水道協会認証登録品であること。
- 4 指定給水装置工事事業者は住宅用スプリンクラー設置に関する知識を十分に有しておくとともに、消防設備士の指導の下に、必要に応じて施行前に所属消防署と十分な打合せを行うこと。また、消防設備士は消防法令に規定された事項について、所轄消防署等に届け出ること。
- 5 火災時以外における作動及び一時的な断水や水圧低下等により住宅用スプリンクラーの性能が十分発揮されない状況が生じても水道事業者に責任がないこと。
- 6 当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、設置工事をした者に連絡すること。
- 7 水道が断水するとき、または配水管の水圧が低下したときは正常な効果が得られないことや維持管理上の必要事項及び連絡先を住宅用スプリンクラーの見やすいところに表示すること。
- 8 住宅用スプリンクラーは設置者の責任において適切な維持管理を行うこと。
- 9 消防法令上設置基準が決定した場合、基準に沿った構造に速やかに改修すること。
- 10 設置された家屋、部屋を賃貸する場合には前項5の条件がついている旨を借家人等に熟知させること。
- 11 所有者を変更するときは、この設置条件を譲受人に熟知させ継承すること。

以上